

令和2年度（2020年度）八王子市保健所運営会議開催要綱

令和2年（2020年）4月1日 施行

（開催）

第1条 公衆衛生及び保健所の運営に関する事項について、総合的な見地から意見交換を行うために、八王子市保健所運営会議（以下「運営会議」という。）を開催する。

（意見交換事項）

第2条 運営会議は、次に掲げる事項について意見交換をする。

- （1）公衆衛生に関すること
- （2）保健行政の課題に関すること
- （3）保健所の運営に関すること

（構成）

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる16名以内の者で構成する。

- （1）保健関連団体の推薦する者
- （2）市議会議員
- 2 その他、会議に必要な者を臨時の参加者とすることができる。

（開催期間）

第4条 運営会議の開催期間は、令和3年（2021年）3月31日までとする。

（会議）

第5条 運営会議は健康部長が招集し司る。なお、健康部長が不在の場合は、あらかじめ健康部長が指定する者が代理を務めるものとする。

- 2 会議は、原則として公開するものとする。ただし、健康部健康政策課長の決定により公開しないことができる。

（庶務）

第6条 運営会議の庶務は健康部健康政策課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、別に定めることができる。

運営会議構成員（第3条関連）

1. 市議会議員 5名以内

以下の団体から推薦する者

2. 八王子市医師会 1名

3. 東京都八南歯科医師会 1名

4. 八王子薬剤師会 1名

5. 東京都獣医師会八王子支部 1名

6. 東京都助産師会八南分会 1名

7. 精神障がい者家族会 1名

8. 東京都八王子食品衛生協会 1名

9. 八王子市社会福祉協議会 1名

臨時の参加者を含めて16名以内とする。